

# 英国における建設契約教育に関する調査研究報告 —日本の大学に向けた建設契約教育プログラムの考察—

島 弘\*

(受領日：2017年3月29日)

高知工科大学システム工学群  
〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口185

\* E-mail: shima.hiroshi@kochi-tech.ac.jp

要約：日本も訴訟社会になると言われており、建設分野においても契約に係わる紛争が増えている。建設紛争を最小限にするための基本的な方策のひとつは大学において建設契約の教育をすることであり、日本においても建設契約に関する教育プログラムを確立する必要がある。本報は、高知工科大学教員海外研修支援制度によって英国のレディング大学で行った建設契約教育プログラムに関する調査研究の結果を報告するものである。建設契約に関する学会は古くから活動されており、国際建設契約に関する国際的な学会が最近設立されている。建設契約における基本原則が英米法においては明確にされている。レディング大学では、学士と修士の課程で建設契約に関する科目が提供されており、法律や建設調達などの前提科目も充実している。それらの調査を踏まえて、日本の大学に相応しいと思われる建設契約科目のシラバスの一案を提案する。

## 1. はじめに

司法制度改革推進計画（H14年（2002年）の閣議決定）において、「社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していく。」ことが宣言され、日本は、日本人独特の根回しによって後で争いごとが起きないようにしておく紛争予防の社会から、規制緩和をする代わりに自己責任において自由競争を行い問題が起きたらそれに対応するという社会へ変わろうとしていると言われている。

建設分野においては、身近な問題としては住宅の新築や購入時の紛争は近年増えており、また土木分野においても、事前調整型で請負額に余裕のある時代から低価格で落札して余分な仕事はできない事後調整競争時代になり、入札参加資格、契約変更や支払条件等に関わる紛争が増えている。紛争の主たる原因は契約に係るものであり、日本は契約や紛争解決に関しては後進国であるが、日本の建設技

術者も建設契約に関する知識が必要となってくる。すなわち、日本においても契約・紛争解決の先進国と同様に、大学において建設契約や紛争予防に関する教育プログラムが必要となると思われる。本学における社会人修士プログラムの学生からもその必要性の指摘をもらっている。しかしながら、日本においては建設契約と紛争予防に関する教育方法が確立されていないのが現状である。

そこで、著者は社会システム工学教室から2016年度に1年間弱のサバティカルの許可を頂き、契約社会の先進国で調査研究することとした。その内の10ヶ月間については、本学の教員海外研修支援制度に採用して頂くことができ、建設契約の研究教育の第一人者である英国のレディング大学 Hughes 教授の下で、英国における実態を調査し、日本に相応しい建設契約教育のプログラム（シラバス）について検討を行った。本報は、その支援制度による調査研究の結果について報告するものである。

## 2. 建設契約に関する学会の現状

Hughes 教授に薦められた学会ならびに国際会議

は以下のようなものである。

英国における学会としては、The society of Construction Lawがある。1983年に設立され、英国および外国において、建設法令の分野およびADR（裁判以外の紛争解決方法）や仲裁を含むそれに関連する課題に関する公益的な教育、調査や研究を推進する事業を行ってきている。会員の種別として一般会員と海外会員があり、現在の会員数は建設業界のあらゆる分野出身の約2800名である。著者は海外会員として入会し、最新の論文やレポートが送られて来るので有意義と思っている。

また、国際建設契約に関する世界的な学会としては、International Construction Law Associationが2015年に設立されている。設立時の理事会メンバーは、ヨーロッパから13名で、それ以外からは中国から2名、オーストラリア、UAE、ブラジル、USAから各1名である。2016年6月に設立セミナーがパリで開催されたが、そのテーマは、「国際建設契約：慣習法（英米法）と成文法（大陸法）の橋渡し、標準化は可能か？」であった。著者も出席し、日本ではあまり意識しなかった英米法と大陸法という根本的な法体系の違いの国際社会への影響について興味を持った。また、2017年のセミナーは、テーマを「紛争を最小化するための法的リスク管理」とし、ドバイで開催された。紛争の最小化という著者の目指すテーマであったが、残念ながら出席はできなかった。

Hughes教授に薦められたもうひとつの国際会議がInternational Council for Research and Innovation in Building and Construction (CIB)である。CIBは1953年に国連のサポートによって設立された建設一般における研究と技術革新の国際協力を支援するための組織であるが、50以上の委員会が設けられており、建設契約に関する委員会としては、W113: Law and dispute resolutionとTG89: Construction mediation practiceがある。著者は2016年6月に開催された大会でのW113のセッションと委員会会議に出席したが、TG89の委員会は開催されず、この分野のこの組織内における低調さが感じられた。

### 3. 建設契約の基本原則

具体的なカリキュラムを検討する前に、Hughes教授とは建設契約や紛争に関する基本的なことから議論を行った。議論の方法は、著者が質問をしてHughes教授がそれに答えるものとした。まず最初に質問したのが、建設紛争を減らすための原理原則はあるのかである。著者が想定した答えは、「信用」

とか「各自が自分の役目を認識して行動すること」であったが、彼の答えは「無い」であったが、その代わりにSix principles of construction law（建設契約における6つの原則）が提示された。それは、

1. Agreement
2. Consideration
3. Intention
4. Capacity
5. Genuine consent
6. Legality

である。Considerationについては、It is money in general（一般にはお金）と付け加えてくれた。こうなると著者は抵抗できずに、部屋に帰ってから勉強することになる。Agreementは当事者で合意が成立することで、Offer（申込み）とAcceptance（承諾）が合致することで成立する。Considerationは当事者間で相互に提供し合う対価（見返り）が存在することで、これは英米法に特有のものようである。Intentionは合意に法的拘束力を持たせる意思があること。Capacityは当事者が強制力のある契約を結ぶための能力があることで、たとえば、職務外の社員は契約を結ぶことが出来ないことがある。Genuine consentは当事者双方の自由意志による真の合意であることで、力関係による不当な威圧、強制、脅迫、詐欺、虚偽、錯誤などがあってはならない。Legalityは違法な内容を含まないこと（合法性）である。これらの項目は、建設契約によらず英米法における契約の成立要件である。なお、日本においてはAgreementだけで契約が成立するようである。

## 4. レディング大学におけるカリキュラム

### 4.1 建設関係の学科組織

レディング大学における建設関係の学科組織には、School of ArchitectureとSchool of Construction Management and Engineering（以降SCMEと略す）があり、ビジネススクールの中に不動産学と都市計画に関する教育プログラムがある。建設契約に関する科目は、SCMEによって提供されている。

### 4.2 修士課程

建設契約に関する科目における講義内容（シラバス）を検討するためには、受講学生の将来の職業や専門度について整理する必要がある。そこで、Hughes教授と一緒にレディング大学における建設契約科目の位置付けを整理した。

レディング大学の修士課程における建設契約に関する科目であるCEM206 Construction Contract Law

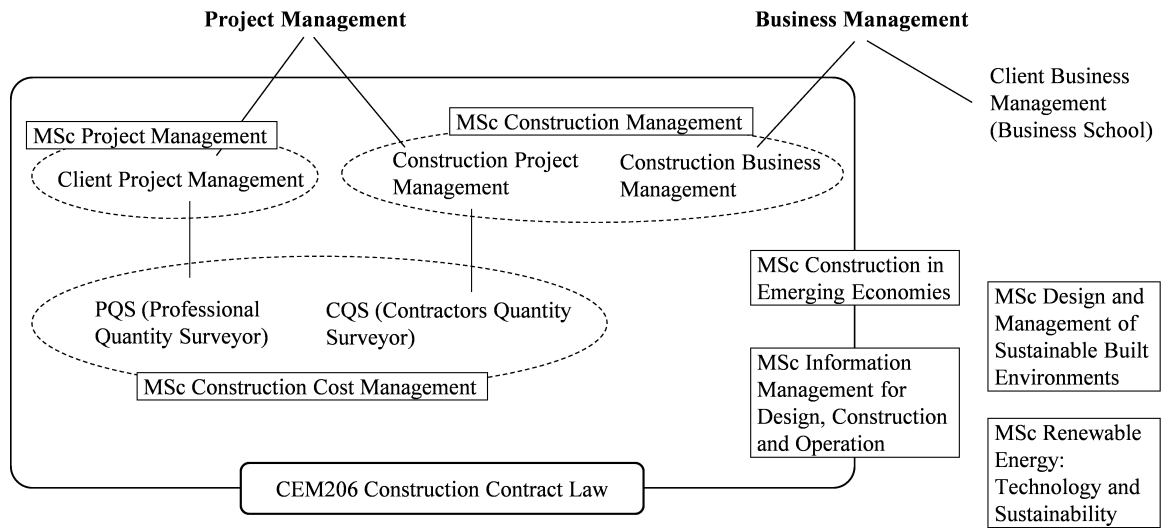


図 1. レディング大学の修士課程における建設契約科目の位置付け

(以降 CEM206 という) の位置付けを図 1 に示す。SCME の教育プログラムをマネジメントの種類で分類すると、対象範囲は Project Management と Business Management であり、それらはそれぞれ発注者向けと建設会社向けに大別される。発注者向けのビジネスマネジメントはビジネススクールで教えられとのことである。SCME では、図中の MSc \*\*\*\* で表すように、修士プログラムを 7 つに細分している。CEM206 はマネジメント寄りの三つの MSc のコア科目、マネジメントとエンジニアリングの中間的な二つの MSc のオプション科目であり、エンジニアリング寄りの二つの MSc からは除外されている。

MSc Construction Cost Management が対象とする学生の職業観は明確で、図中に示すように、その卒業生のほとんどが Professional Quantity Surveyor あるいは Contractors Quantity Surveyor になるそうである。Quantity Surveyor は日本には無い職業であるが、元来は英国の資格であり、数量明細書の作成、入札額の査定、出来高の査定などの金銭管理のみならず、搬入材検収など、契約管理業務に係わる多岐にわたった業務をこなす専門職であり、発注者、コンサルタント、請負者などそれぞれの立場が必要である<sup>1)</sup>。

また、高知工科大学の学士課程における科目にもプロジェクトマネジメント (2 年次) およびコンストラクションマネジメント (3 年次) がある。この二つの用語の定義を著者なりにして Hughes 教授に聞いたところ、Focus rather than a definition と前置きして、Project management: the activity of organizing and controlling a project by or for a client or consultant, Con-

struction management: management of the construction firm, including sites に修正された。

教科書については、強制購入はさせていないが、Hughes 教授が著者の Construction Contracts —Law and Management—<sup>2)</sup> をレポート作成のときに読み込まないといけないようである。なお、この本の第 4 版の訳本が出版されている<sup>3)</sup>。

### 4.3 学士課程

レディング大学の学士課程における建設契約に関する科目である CE3CCL Construction Contract Law and Management (以降 CE3CCL という) の位置付けを図 2 に示す。学士課程ではエンジニアリングの教育は無く、建設マネジメントに特化している。卒業生の職業は Construction Manager あるいは Construction Surveyor と明確であり、教育プログラムは図中の BSc \*\*\*\*\* で表すように 4 つのコースに細分されている。Construction Manager や特に Construction Surveyor という専門職の存在が建設系マネジメント学科が成立できる理由であると思われる。CE3CCL はこれら 4 つのコースの選択科目のひとつであり、プログラム上は 4 つのコースに平等であるが、教員の思いを表すと図のようになるということである。

CE3CCL は 3 年次に開講されており、2016 年度の講義スケジュールは以下の通り (1 時間の講義が 20 回) である。

1. Risk in construction contracts (RC)
2. Roles in construction projects (WH)
3. Tendering procedures (WH)
4. Insurance in construction contracts (RC)
5. Guarantees and bonds (WH)

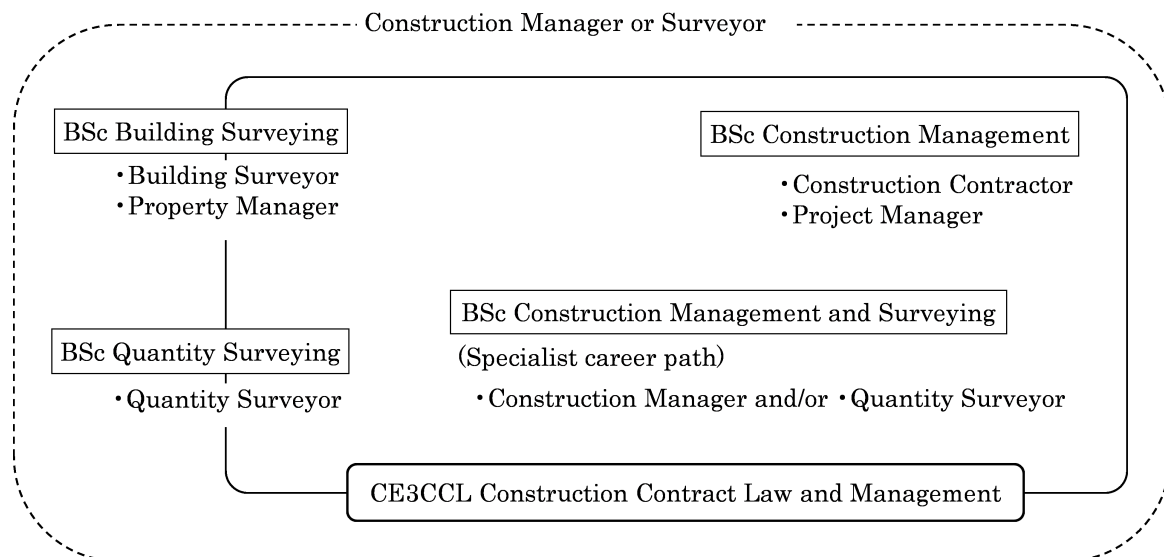


図2. レディング大学の学士課程における建設契約科目の位置付け

6. Public-private partnerships (RC)
7. Time and delays (RC)
8. Payment (RC)
9. Contractors' claims for loss and expense (WH)
10. Suspension and termination (RC)
11. Formation and scope of construction contracts (RC)
12. Liability in contract and tort (RC)
13. Employer's obligations (RC)
14. Contractor's obligations (WH)
15. Sub-contracts (WH)
16. Remedies for breach of contract (RC)
17. Design liability in construction (RC)
18. Defective buildings and subsequent owners (RC)
19. Non-adversarial dispute resolution procedures (Guest Speaker)
20. Adversarial dispute resolution (Guest Speaker)

ここで、括弧内は講師であり、WHが著者の受入れ教授である Will Hughes、RCは法学士も取得している Surveyor の Ronan Champion 博士である。

シラバスの考察に当たっては、関連する他の科目との関係と前提科目について検討しなければならない。CE3CCLの前提科目は、

- CE1CMP Principles of Management
- EC103 Economics for Construction and Engineering
- LW1A05 General Introduction to Law
- CE2CCE Construction Economics
- CE2CMB Management in the Built Environment
- CE2CPT Construction Procurement

であり、すべて必修科目である。

## 5. 日本におけるシラバスに関する考察

前述のレディング大学における建設契約に関する教育プログラムを参考にして、日本におけるシラバスを Hughes 教授に相談しながら検討した。Hughes 教授らは長年の経験に基づいてカリキュラムを組んでいるので、彼からすればレディング大学の現行シラバスを薦めてくるのは当然のことである。それに対して、著者は、英国独特のものや日本独特のものはないか、英米法と大陸法の違いの影響は無いかなどを検討したが、契法の本質は同じであり、講義内容はレディング大学のものに準じることとなった。

問題は前提となる受講学生の基礎知識である。CE3CCLでは、前述のように6つの前提科目があり、法律、建設マネジメント、建設経済学および建設調達に関する知識が有ることが前提である。ここでは、高知工科大学で開講されている建設マネジメント系科目、具体的にはプロジェクトマネジメント(2年次)およびコンストラクションマネジメント(3年次)を前提科目とし、契約法と建設調達の基礎的なことを本科目に取り入れることとした。

なお、90分間の各授業における内容としては、原理原則や一般性のある話をした後に、具体的な契約約款の例とそれに係わる紛争の例を話すことを提案したところ、珍しく大いなる賛同を得た。

以下にシラバスを示す。太文字が前述のCE3CCLにおける講義内容であり、括弧書きが対応する契約約款の項目の例として公共工事標準請負契約約款<sup>4)</sup>のものである。

### 1. 建設調達システム

建設プロジェクトのプロセス、発注方式、PFI

- や PPP などのファイナンス、公共調達の法的枠組み
2. 契約法  
契約の目的、契約の重要性、建設紛争の例、契約法の基本、契約の種類、建設契約約款の種類
  3. 建設調達方法 1  
競争の方法、請負者の募集、見積り、契約の相手側の決定
  4. 建設調達方法 2  
契約の締結、契約書、監督・検査、支払い、瑕疵担保責任
  5. 建設契約におけるリスク  
リスクの意味、リスクの性格、建設契約におけるリスクの種類、リスクの扱い、リスクの分担
  6. 建設プロジェクトにおける役割（9条 監督員～17条 改造義務）  
発注者の権利と責任（47～48条 発注者の解除権）、請負者の権利と義務（49条 受注者の解除権）、設計者と設計の位置付けと法的責任
  7. 契約と不法行為における法的責任  
責任の根源、明示条項、契約図書、仕様書、法令による黙示条項、過失
  8. 保証とボンド（4条 保証）  
入札保証、履行保証、前払い金保証、瑕疵担保責任（44条 瑕疵担保）、保険（51条 火災保険等）
  9. 損害賠償  
損害（28条 第三者に及ぼした損害～29条 不可抗力）、契約違反、不可抗力（45条 履行遅滞の場合における損害金等、46条 公共工事履行保証証券による保証の請求）
  10. クレーム  
クレームと損害金、クレームの根拠、クレーム手続き、クレームの数量化、請負者のクレーム（21条 受注者の請求による工期の延長）、発注者のクレーム（22条 発注者の請求による工期の短縮等）
  11. 変更（18条 条件変更等～26条 臨機の措置）  
変更の必要性、設計の変更、追加費用、修正、工事の中断および中止、工期延長、物価変動、変更指示
  12. 支払い（31条 検査及び引渡し～43条 前払金等の不払に対する工事中止）  
契約価格、支払い時期、引渡し、支払い証書、支払い遅延、請負者のキャッシュフロー

13. 下請け契約（6条 一括下請負の禁止、7条 下請負人の通知）  
下請け、元請け業者の立場、下請け業者の権利と責任、下請け契約に関する法律
14. 建設紛争  
紛争の背景、建設紛争の性格、契約管理担当者の役割、紛争解決の方法、ADR
15. 紛争解決（52条 あっせん又は調停、53条 仲裁）  
あっせん、調停、仲裁、訴訟  
参考図書としては、契約法や建設契約の基礎的なことを記述した本が出版されている（たとえば<sup>5,6)</sup>）ので、それらが参考になると思われる。

## 6. おわりに

本報は、日本の大学における建設契約に関する教育プログラムについて、英国における現状を調査し、それを参考にしてシラバスを考察した結果の報告である。シラバスの前提は、建設マネジメントに関する別の科目があることとした。シラバスの内容はそれぞれの大学の事情によって異なってくると思われるが、本報告が日本における建設紛争を最小限とすることの遠因にでもなれば幸いである。

## 文献

- 1) “国際建設プロジェクト契約管理用語（第2版）”，一般社団法人海外建設協会，p.202, 2012.
- 2) Will Hughes, Ronan Champion and John Murdoch, “Construction Contracts —Law and Management— Fifth edition”, Routledge, UK, 2015.
- 3) ジョン・マードック, ウィル・ヒューズ共著, 財団法人港湾空港建設技術サービスセンター監訳, 大本俊彦, 前田泰芳共訳, “建設契約法とマネジメント”, 技報堂出版, 2011.
- 4) “公共工事標準請負契約約款（平成22年）”, 中央建設業審議会, 2010.
- 5) 笠井修, 鹿野菜穂子, 滝沢昌彦, 野澤正充, “はじめての契約法”, 有斐閣, 2006.
- 6) 島本幸一郎, “現代建設工事契約の基礎知識 改訂3版”, 大成出版社, 2011.

# Education on the Construction Contract in England — Consideration of an Educational Program for Japan —

**Hiroshi Shima\***

(Received: March 29th, 2017)

School of Engineering, Kochi University of Technology  
185 Miyanokuchi, Tosayamada, Kami City, Kochi 782–8502, JAPAN

\* E-mail: shima.hiroshi@kochi-tech.ac.jp

**Abstract:** Dispute on construction contracts is increasing in Japan. One of the fundamental measures to minimize construction disputes is education on the construction contract in universities. Therefore, it is necessary to establish an educational program on the construction contract in Japan. This paper presents the result of research on the educational program on the construction contract conducted at the University of Reading in England, which was supported by overseas training program of the Kochi University of Technology. Academic societies and the law have worked on the construction contract since long ago. An international association on the international construction contract was established in 2015. The principles of contract law are made clear in common law. The University of Reading offers lectures on the construction contract in both undergraduate and graduate programs with substantial prerequisites such as Introduction to Law, Principles of Management and Construction Procurement. Based on the results of these investigations, one syllabus for the lecture on the construction contract suitable for universities in Japan has been proposed.